

第 5913 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 3月12日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

外国子会社合算税制

Q：外国子会社合算税制が改正されたようですが、どういうものなのですか？

A：租税回避を抑制するための税制です。

【解説】

外国子会社合算税制とは、外国子会社を利用した租税回避を抑制するため、一定の条件に該当する外国子会社の所得を日本の親会社の所得とみなして、日本で課税するというものです。

これまでは、外国子会社の租税負担割合が20%以上であれば、実体がない場合であっても制度が適用されない一方、租税負担割合が20%未満であれば、実体のある事業を行っている場合であっても、親会社の所得に合算されてしまうという問題点があったため、平成29年の税制改正で、外国子会社の租税負担割合で判定する制度から所得や事業内容によって判定する制度へと改正がされました。

これにより、従来は制度の対象外であった租税負担割合20%以上の外国子会社について、一見して明らかに、利子・配当・使用料等の「受動的所得」しかなく租税回避リスクが高いと考えられるペーパーカンパニー等については、外国子会社合算税制の対象となり、他方で、経済活動の実体のある事業から得られた、いわゆる「能動的所得」については、合算対象から外されることとされました。

